

地方自治法（抜粋）

（自治紛争処理委員）

- 第 251 条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下この節において「都道府県の関与」という。）に関する審査、第 252 条の 2 第 1 項に規定する連携協約に係る紛争を処理するための方策の提示及び第 143 条第 3 項（第 180 条の 5 第 8 項及び第 184 条第 2 項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審査の申請に係る審理を処理する。
- 2 自治紛争処理委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣又は都道府県知事がそれぞれ任命する。この場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、あらかじめ当該事件に係のある事務を担当する各大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。
 - 3 自治紛争処理委員は、非常勤とする。
 - 4 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。
 - 一 当事者が次条第 2 項の規定により調停の申請を取り下げたとき。
 - 二 自治紛争処理委員が次条第 6 項の規定により当事者に調停を打ち切つた旨を通知したとき。
 - 三 総務大臣又は都道府県知事が次条第 7 項又は第 251 条の 3 第 13 項の規定により調停が成立した旨を当事者に通知したとき。
 - 四 市町村長その他の市町村の執行機関が第 251 条の 3 第 5 項から第 7 項までにおいて準用する第 250 条の 17 の規定により自治紛争処理委員の審査に付することを求める旨の申出を取り下げたとき。
 - 五 自治紛争処理委員が第 251 条の 3 第 5 項において準用する第 250 条の 14 第 1 項若しくは第 2 項若しくは第 251 条の 3 第 6 項において準用する第 250 条の 14 第 3 項の規定による審査の結果の通知若しくは勧告及び勧告の内容の通知又は第 251 条の 3 第 7 項において準用する第 250 条の 14 第 4 項の規定による審査の結果の通知をし、かつ、これらを公表したとき。
 - 六 普通地方公共団体が第 251 条の 3 の 2 第 2 項の規定により同条第 1 項の処理方策の提示を求める旨の申請を取り下げたとき。
 - 七 自治紛争処理委員が第 251 条の 3 の 2 第 3 項の規定により当事者である普通地方公共団体に同条第 1 項に規定する処理方策を提示するとともに、総務大臣又は都道府県知事にその旨及び当該処理方策を通知し、かつ、公表したとき。
 - 八 第 255 条の 5 第 1 項の規定による審理に係る審査請求、審査の申立て又は審査の申請をした者が、当該審査請求、審査の申立て又は審査の申請を取り下げたとき。
 - 九 第 255 条の 5 第 1 項の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をしたとき。
 - 5 総務大臣又は都道府県知事は、自治紛争処理委員が当該事件に直接利害関係を有することとなつたときは、当該自治紛争処理委員を罷免しなければならない。
 - 6 第 250 条の 9 第 2 項、第 8 項、第 9 項（第 2 号を除く。）及び第 10 項から第 14 項までの規定は、自治紛争処理委員に準用する。この場合において、同条第二項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、同条第 8 項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、同条第 9 項中「総務大臣は、両議院の同意を得て」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事は」と、「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第 10 項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「二人」とあるのは「一人」と、同条第 11 項中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は都道府県知事」と、「両議院の同意を得て、その委員を」とあるのは「その自治紛争処理委員を」と、同条第 12 項中「第 4 項後段及び第 8 項から前項まで」とあるのは「第 8 項、第 9 項（第 2 号を除く。）、第 10 項及び前項並びに第 251 条第 5 項」と読み替えるものとする。

- 第 255 条の 5 総務大臣又は都道府県知事に対して第 143 条第 3 項（第 180 条の 5 第 8 項及び第 184 条第 2 項において準用する場合を含む。）の審査請求又はこの法律の規定による審査の申立て若しくは審決の申請があつた場合においては、総務大臣又は都道府県知事は、第 251 条第 2 項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。ただし、行政不服審査法第 24 条（第 258 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により当該審査請求、審査の申立て又は審決の申請を却下する場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法第 9 条、第 17 条及び第 43 条の規定は、適用しない。この場合における同法 の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 3 第 1 項に規定する審査の申立て又は審決の申請については、第 258 条第 1 項において準用する行政不服審査法第 9 条 の規定は、適用しない。この場合における同項において準用する行政不服審査法の他の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。
 - 4 前 3 項に規定するもののほか、第 1 項の規定による自治紛争処理委員の審理に関し必要な事項は、政令で定める。